

学生納付特例制度

広島南年金事務所 ☎253-7710

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業1年以上である課程）、その他教育施設などの在学者です。

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けとることができなくなる場合があります。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には

反映されません。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますので、次の年度以降も希望される場合は、再度申請してください。

なお、これまでは過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は申請直前4月までの1年以内でしたが、平成26年4月からは申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりました。

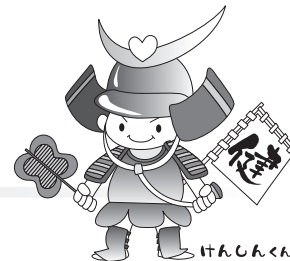
国民年金保険料の追納制度

国民年金の免除や納付猶予の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた額が加算されます。

※詳しくは年金事務所までお問い合わせください。

いざ行かん！ 健診へ！ 健康は体と心のバロメーター



保健センター ☎823-4418 ☎823-0020

健診の申し込み 健診項目 など

今年度の各種健康診査については、**広報かいた5月号と一緒に配布する「健診のしおり」**をご覧ください、申し込んでください。

受診できる健診項目とその対象者

健診（検診）項目		対 象 者		
特定健康診査		海田町国民健康保険に加入している今年度40歳以上75歳未満の人（妊産婦その他厚生労働大臣が定めるものは除く）		
一般健康診査		18歳以上40歳未満の他に健診機会のない人 40歳以上の生活保護世帯の人		
後期高齢者健康診査		75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人 (65歳以上75歳未満の障害認定者含む)		
がん検診	肺がん・結核検診	40歳以上★の人	★は今年度（平成27年3月31日）までに達する年齢です。	
	胃がん検診			
	胃がん＋ピロリ菌検査			
	大腸がん検診	50歳以上★の男性		
	前立腺がん検診			
	子宮頸がん検診			20歳以上★の女性
	乳がん検診			40歳以上★の女性
肝炎ウイルス検診		40歳以上でこれまで検査を受けたことがない人		
骨粗しょう症検診		40歳以上の男性・18歳以上の女性		

健康診査は健康状態を知る第一歩です。「忙しくて時間がない」「健康だから大丈夫」などと健診を後回しにしているかもしれません。生活習慣病や各種のがんは自覚症状なく進行します。自分では自覚できない症状や忍び寄る病気を見逃さないためにも定期的な健診が必要です。健診をきっかけに「あなたの健康」を見直してみましよう。

※社会保険被扶養者も特定健康診査が受診できます。《**料金は異なります。**》

（ただし、一部の健康保険組合等で受診できない場合がありますので、加入されている健康保険に問い合わせをしてください。）

健診の日程 など

◆医療機関などでの受診 期間内の都合の良い日に受診できます。

健診（検診）の種別	受診期間	受診場所など
一般健康診査 (40歳以上の生活保護世帯の人に限り) 特定健康診査 後期高齢者健康診査	6月2日 ～来年1月31日	指定医療機関
肝炎ウイルス検診	6月2日 ～来年1月31日	
乳がん・子宮頸がん検診	6月2日 ～来年2月28日	
大腸がん検診	6月2日～8月7日、 10月1日～12月4日、 来年1月5日～2月26日 ※金・土・日曜日、祝日を 除く。	保健センター に提出

※対象者には5月30日(金)までに、乳がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診の無料クーポン券を郵送します。ぜひご利用ください。

人間ドックの 申し込みを 受付中！

海田町国民健康保険に加入している人の平成26年度人間ドックの申し込みを受け付けています。助成を希望する人は、必ず**5月19日(月)までに**住民課（役場1階）へ申し込みをしてください（期間内に申し込みをしないと助成対象となりません）。詳しくは、広報かいた3月号9ページ「わたしたちの国保」をご覧ください。

わたしたちの国保

住民課 ☎823-9206 ☎823-9627

「広島県国民健康保険」
イメージキャラクター
“コピー”



平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方へ

70歳から74歳までの人の医療費自己負担割合は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度からより公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

※高齢受給者証は随時発送いたします。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人（誕生日が昭和19年4月2日以降の人）

・70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の人はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。

（例）平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える人は、5月の診療から2割負担

※一定の所得がある人は、これまで通り3割負担です。
なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる人は、69歳までと比べて上限額が下がります。

～平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人（誕生日が昭和19年4月1日までの人）～
・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。
※一定の所得がある人は、これまで通り3割負担です。窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

加入や脱退の届け出は 忘れずに！

海田町在住で、いずれの健康保険にも加入していない人は、海田町国民健康保険の被保険者となります。忘れずに届け出をしましょう。

こんなときに届け出が必要です！		届け出に必要なもの
加入 する	・他の市町村で国民健康保険だった人が、 転入したとき ・退職などで職場の健康保険をやめたとき ・家族の職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき など	健康保険の資格喪失証明書や転出証明書などの資格を証明するもの 年金証書（60歳から64歳の人） 年金手帳（20歳から59歳の人） 印鑑
脱退 する	・他の市町村に転出するとき ・就職して職場の健康保険に加入したとき ・家族の職場の健康保険などの被扶養者になったとき など	国民健康保険の保険証 職場の健康保険などの保険証 印鑑

筋トレ教室

一般的に筋力は20～30歳をピークに減少するといわれ、老化やさまざまな病気の原因ともなります。自分にあった筋トレメニューで、肥満、生活習慣病や腰痛・膝痛などを予防しましょう。専門スタッフがお待ちしています。

日時◆5月12日、26日、6月9日、30日、7月7日、28日、8月4日、18日、9月8日、29日（全10回・いずれも月曜日）13時30分～15時
場所◆福祉センター（多目的ホール）

内容◆体力測定、ストレッチ、有酸素運動、栄養講座、健康座談会など

対象◆おおむね30歳以上の人（高血圧や心疾患などがなく、運動制限のない人）

定員◆30人 参加費◆2,000円 申し込み◆電話で住民課まで（随時）